

楠村議員 1001 問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1

質問要旨 待機児童解消に欠かせない保育士確保について、本市における保育士不足についての見解は。

答弁要旨

保育ニーズの高まりに伴い、特に都市部を中心とした待機児童の課題解消に向けて保育施設の新設等の取り組みが進められているところであり、その結果全国的な保育士不足が問題となっております。

そのような中、本市におきましても民間の保育施設等を運営する法人から保育士の確保には苦慮している旨をたびたびお聞きしているところでございます。

ご指摘のとおり、待機児童の解消のために保育士の確保は欠かせるものではなく、特に施設の受入れ定員に見合った保育士が確保できず、それが待機児童の拡大に結び付くという事態は最も懸念するところでございます。

幸い、現在のところ法人保育園等のご努力により保育士の確保に努めていただき、平成28年11月時点の本市全体の児童の受入れ状況は、利用定員7,339人に

(次ページに続く)

対し、定員の弾力化も活用する中で定員を上回る7,804人の児童を受入れている状況でございますが、安定した保育士の採用と定着は待機児童対策のみならず尼崎市全体の保育の質と信頼の向上にも結びつくことから、市といたしましてもその支援の必要性は認識しているところでございます。

そのため、本年1月には資格がありながら保育の現場に従事しておられない、いわゆる潜在保育士を対象に「保育士の仕事説明会」を行ったほか、国の子ども・子育て支援新制度のもとで行う保育士確保のための公定価格の加算等に加え、市単独の「産休等代替職員費補助金」の支給を継続して行っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも保育需要の増加は予想されることから、保育士の処遇改善を含めた今後の国の保育士確保策も注視するなかで、市として担うべき各保育施設等の人材確保に対する支援については引き続き検討・取り組んでまいりたいと考えております。

以上

楠村議員 1002 作成部局 企画財政局・会計管理室 No.1

質問要旨 平成27年度決算における一般会計及び
特別会計の実質収入未済額はいくらか。

答弁要旨

平成27年度決算における実質収入未済額につきましては、一般会計で88億2,700万円、国民健康保険事業費等の特別会計で62億4,500万円、合計では150億7,300万円となっております。

以上

楠村議員 2001 問目 作成部局 こ青本部事務局 No.1

質問要旨 保育士の子どもが優先的に保育所に入れるよう、入所選考過程等で優遇してはどうか。

答弁要旨

本市における保育施設等の利用申込みに対する利用調整は、保育を必要とする各世帯の事由や状況等について、国の示す優先利用事項を参考に点数化し、ホームページ等においても公開している「利用調整基準表」に基づき行っているところです。

ご指摘の国から示された「保育士を保護者に持つ児童の優先入所」につきましては、当時の対象基準である平成27年4月1日現在、68人の待機児童が存在していた本市も市の判断により運用が可能ではございますが「優遇を図る」とした場合、利用を切に希望する保育士以外のご職業の多くの利用申込者に、「優遇の目的と得られる効果の合理性」についてご納得をいただける説明を行う責任がございます。

(次ページに続く)

そのような中、先ほどもご答弁申し上げたとおり、本市におきましては、現在のところ、保育士不足の原因により定員を下回る受入れ状況には至っておりませんことから、保育士を保護者に持つ児童の保育施設利用についての優遇の必要性は無いものと考えております。

何れにいたしましても、今後の待機児童の動向や保育施設等の受入状況等を注視する中で、その有効性については引続き検討してまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

差押さえるべき財産があるにもかかわらず、強制徴収等をせず、時効期間が満了し、不納欠損処理した場合、住民監査請求・住民訴訟が提起され、長の個人責任が追及されることがあるが、本市の見解はいかがか。

答弁要旨

議員ご指摘のような事案について訴訟が提起された場合、その前提となる条件により様々な判決があるところではありますが、

議員ご指摘のような場合があることは承知いたしております。

以上

質問要旨

近隣市では債権管理条例を制定し、滞納者に関する情報の取扱い、督促などについて、債権別の判断基準や手順の標準化を行っているが、本市においても早急に債権管理条例を制定してはどうか。

答弁要旨

本市におきましては、債権管理の問題は重要な課題のひとつであると認識しており、市税や国民健康保険料の徴収部門における人材育成の強化や研修の実施などにより、一定の成果を上げてきております。

また、これに併せて、各所管課において債権管理を適正に進めていくため、その判断基準や手順など、事務処理に係るルールを明確化し、それに基づいた運用を行っていくことは有用なことと考えているところでございます。

そのようなことから、平成27年度に包括外部監査において指摘のあった内容等を踏まえた上で、本市の有する多種多様な債権の特性を考慮するとともに、他都市の事例等を参考にしながら、本市の債権における管理基準や債権処理の一元化に向けた取り組みといった、債権管理に係る諸課題について研究を進めているところであり、これに併せて、債権管理条例の制定につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

長年にわたり回収が困難な事例や、専門知識を必要とする案件に対して、債権管理課のような専門部署があればスペシャリスト的な人材を活用でき有効ではないのか。

答弁要旨

債権の管理及び回収に係る事務につきましては、効率的かつ効果的な対応が求められることから、今後も全庁横断的に債権管理を推進していくための組織体制の整備や計画策定等を含めた総合的な債権管理の手法について、引き続き、研究を進めてまいりたいと考えております。

また、各所管課において、債権管理を適正に進めていくための督促や滞納処分等の手続きをしたり、徴収部門をはじめ、全市を対象として、ノウハウに長けた国税OB職員を講師として、1年間継続した研修を実施するなど、債権徴収のノウハウの蓄積を含めた人材育成につきましても、引き続き行っているところでございます。

以上

質問要旨

(滞納者に関する情報について)聞きとった情報等を所管課間で情報共有しているのか。

答弁要旨

滞納者に関する情報のうち、強制徴収公債権につきましては、徴収に有用な情報の相互利用を進めるために、国税徴収法に基づき、資産統括局税務管理部が保有している財産状況などのデータを他の強制徴収公債権の債権管理のために利用できるようにいたしております。

議員ご指摘の、所管課間での情報共有につきましては、個人情報取扱いなど法的な課題等もございますことから、全庁横断的に債権管理を推進していくための組織体制整備の研究を進める中で、整理してまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

同一の滞納者へ各所管課が別々に督促状を送ったり、架電や臨戸訪問をしている。また、債務者も来庁時、各所管課を回るなど大変、非効率であるが、本市としてどのように考えているのか。

答弁要旨

債権につきましては、多種多様なものがある中で、それぞれの債権が持つ目的や性質に応じた管理を行ってきたところでございます。

しかしながら、債権の管理につきましては、更なる効率的かつ効果的な手法が求められていく必要がございますことから、全庁横断的に債権管理を推進していくための組織体制の整備や計画策定等を含めた総合的な債権管理の手法につきまして、引き続き、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

債権管理の一元化について、本市として実施する方向か否か。

答弁要旨

債権管理の一元化につきましては、現在研究を進めているところでございますが、一方で様々な課題もございます。一例として、国民健康保険の短期被保険者のように債権管理と給付が密接に関係しているものにつきましては、単なる徴収だけの面ではなく、徴収と給付を合わせた判断が必要であり、本来の所管部局が徴収に携わる方が効率的なものもございますことや、複数の強制徴収公債権について、充当に係る明白な優先順位がないなどといった課題もございます。

そうしたことから、債権回収のための情報の共有、債権管理事務を行う人材育成やノウハウの蓄積といった面も含め、全庁横断的に債権管理を推進していくための組織体制の整備と併せまして、引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。

以上